

令和4年

七ヶ浜町議会会議録

1月会議      1月7日 開会  
                 1月7日 散会

七ヶ浜町議会

令和4年1月7日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会1月会議会議録

（第1日目）

令和4年七ヶ浜町議会定例会1月会議会議録第1号

令和4年1月7日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長 寿 社 会 課 長	遠 藤 裕 一 君
防 災 対 策 室 長	石 井 直 紀 君
会 計 管 理 者	内 海 栄 広 君
教 育 長	武 田 光 彦 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 浩 明 君
生 涯 学 習 課 長	小 野 賢 一 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	飯 野 直 樹 君
同 書 記	船 木 潮 君

---

議事日程 第1号

令和4年1月7日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 会議日程の決定
  - 日程第4 議案第1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）
  - 日程第5 議員の派遣について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 会議日程の決定
- 日程第4 議案第1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第5 議員の派遣について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） 皆様、新年明けましておめでとうございます。執行部各位、議員各位におかれましては、希望に満ちた輝かしい新年を迎えられたこととお喜びを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和4年七ヶ浜町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番佐藤梶信議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和4年七ヶ浜町議会定例会の会期は、本日から12月28日までの356日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月28日までの356日間と決しました。

---

#### 日程第3 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和4年七ヶ浜町議会定例会1月会議の日程は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、1月会議の日程は、本日1日間と決しました。

---

## 諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、昨年12月24日、令和3年第4回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしてくれております。

次に、昨年12月24日、宮城県町村議会議長会主催の宮城県知事との意見交換会が開催され、私が出席をしてくれております。

次に、昨年12月27日、令和3年第4回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしてくれております。

昨年12月27日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通しを願います。

また、今定例会に出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、寺澤 薫町長より、招集及び新年の挨拶をいただくとともに、提案理由の説明をお願いいたします。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） 新年明けましておめでとうございます。

令和4年七ヶ浜町議会定例会を招集いたしましたところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

この2年間にわたり、新型コロナウイルスに世界が翻弄され、今年こそは平穏な一年となることを願うばかりであります。しかしながら、昨今の国内の状況を見ますと、既に第6波に突入しており、オミクロン株による感染の再拡大など、コロナ対応は今年も予断を許さない状況であります。これらの状況を踏まえ、本町におきましては、ワクチン接種券の発送も含め3回目の接種に向け迅速で丁寧な対応を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力を引き続きよろしくお願いを申し上げます。

一方、このコロナ禍の中でデジタル化への対応はさらに進むものと思っております。これまでの社会はよりグローバル化へ進み、誰もが見える化、そして可視化することで共感する社会への対応が叫ばれてまいりました。しかし、これまでとは反対に、今後は目に見えないウイルスへの対応など、よりミクロの世界への対応も迫られることとなります。これからの社会がどう変化していくか、人とのコミュニケーションや価値観も含め、混沌とし不透明な状況であり、

私たちも情報のアンテナをより高くして対応していく所存であります。

そのような中、最近私が目にするのはレジリエンスという言葉であります。回復力とかしなやかさといった意味合いのものでございますが、自然災害での復興対応をはじめ、これからの社会、様々な場面において回復する力やしなやかに生きることが求められる時代なのかなと感じているところでございます。

去年は、東日本大震災から10年という節目を迎えましたが、防災、安全対策は今後も町の最重要項目であります。これまで、マスコミ報道等は東南海地震を多く取り上げてきました。ここに来て、日本海溝、千島海溝周辺地震による大津波の発生も懸念されており、防災対策においては、より一層気を引き締めていかなければならないと考えております。

そして、今年は新年度から町の長期総合計画がスタートする年であります。これまでの右肩上がりの計画とは異なり、人口が減少していく中での計画となります。計画とリンクして、私がこれまで提唱してきたまちづくりの柱の6つの施策を主体に、さらにブラッシュアップする考えであります。私の志はいまだ道半ばではありますが、成果が見えてきているものもございません。

人材育成面では、昨年、亦楽小が英語教育において評価され、全国的に荣誉ある最高賞であり、小学校では初となるE L E C英語教育賞の文部科学大臣賞を受賞しております。また2つの中学校においては、授業の先駆的な取組として5ラウンドシステムを採用し、県内教育関係者に向けた公開授業を展開し高評を博すなど、順調な滑り出しとなっております。

さらに町民の健康づくりとして取り組んでいる、ダーツを素材とした七ヶ浜アロープログラムでは、職員が各地区に出向き、地区によっては自主的な取組を始めるなど、このプログラムのもう一つの狙いでもあるお互いに顔が見え、和気あいあいとしたコミュニケーションの場にもなっているようでございます。これからもアイデアを絞り、第二の矢に向けて取り組んでまいります。このほか、地場産品開発に向けトリガイの育成や交通対策の充実にも意を配してまいります。

また一方では、経年劣化による施設老朽化や維持管理など課題は山積していますが、状況把握に努め、優先順位や延伸可能なものなど、一つ一つ慎重かつ柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

本年も、町民の皆さんが心を通わせ、健康で住みやすいまちづくりに向かって邁進してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、新年に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

### 提案理由の説明

○町長（寺澤 薫君） それでは、令和4年七ヶ浜町議会定例会1月会議に御提案いたしました議案の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

議案第1号、一般会計補正予算（第10号）であります。補正の額は1億8,831万5,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ84億2,939万9,000円とするものであります。補正の主な内容としましては、令和3年七ヶ浜町議会定例会12月会議の追案にて債務負担行為の議決をいただいております福祉灯油購入費助成事業、同じく、12月会議で債務負担行為の議決をいただいております住民税非課税世帯に対する給付金給付事業の補正予算及び子育て世帯の臨時特別給付金支給事業の事務費並びに戸籍原簿用耐火書庫等の購入代等であります。財源としましては、国庫補助金、県補助金を充当しております。また、繰越明許を3件、債務負担行為補正を1件計上しております。

以上、御提案いたしました議案について説明いたしましたので、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### — 日程第4 議案第1号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

〔財政課長 安達正彦君 登壇〕

○財政課長（安達正彦君） 議案第1号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、12月補正予算において、住民税非課税世帯等に対して現金10万円を給付する住民税非課税世帯に対する給付金給付事業と、福祉灯油購入費助成事業の債務負担行為の議決をいただいておりますが、令和3年12月20日に国の補正予算が可決成立したことから、早速、給付ができるよう費目別に予算を計上し直したものであります。

議案書1ページをお開きください。



第1条には、歳入歳出予算の補正で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,831万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2,939万9,000円に定めようとするものであります。

第2条では繰越明許費を、第3条では債務負担行為を補正するものであります。

4ページをお開きください。

第2表につきましては、繰越明許費であります。2款総務費6項企画費の福祉灯油購入費助成事業、3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の3事業で、これらの事業につきましては、該当する方全てに今年度中の対応が困難なことから、今年4月以降の給付にならざるを得ない分について、翌年度へ繰越して事業を継続しようというものであります。

5ページになります。

第3表は債務負担行為の補正であります。債務負担行為は1件で、住民基本台帳ネットワークシステムリース、こちらは複数年契約とする必要があることから限度額を92万円とし、期間を令和4年度から令和5年度までとする債務負担行為を設定するものであります。今回の補正の主な内容につきましては、冒頭に説明しました住民税非課税世帯に対する給付金給付事業、福祉灯油購入費助成事業のほかに、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の申請に係る事務費の追加、戸籍原簿用耐火書庫購入などであります。

それでは、歳入について説明いたします。8ページになります。

15款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金800万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加で、福祉灯油購入費助成事業の財源とするものであります。2目民生費国庫補助金1億7,927万5,000円につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で、非課税世帯等に対する臨時特別給付金分が1億7,620万円、子育て世帯等への臨時特別支援給付金に係る追加事務費分の307万5,000円の2つであります。

16款2項2目民生費県補助金100万円につきましては、福祉灯油購入費助成事業の財源とするものであります。いずれの事業につきましても、補助率100%であります。

9ページになります。

歳出になりますが、2款1項1目一般管理費の25万2,000円につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬の追加で、現在審査請求が出されており、その審査に慎重を期す必要があることから、日数を追加し対応するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費13節使用料及び賃借料4万円につきましては、マイナンバーカ

ードの発行事務は増加傾向にあり、今回の政府方針によりさらに増加することが想定されるため、マイナンバーカード発行事務用パソコンをリース契約により2年間利用するもので、3月から利用するための1か月分を措置するものであります。17節備品購入費550万円につきましては、戸籍原簿用耐火書庫の購入代で、現在使用している回転式の耐火書庫が経年劣化により故障で電動での回転ができなくなったことにより、新たに購入するものであります。なお、今回購入する書庫につきましては、電動回転式ではなく引き出し式の耐火書庫となっております。

6項12目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費900万円につきましては、非課税世帯に対して1世帯5,000円の福祉灯油購入費助成を行うための事業費となります。福祉灯油購入助成の総額は750万円で、1,500世帯を予定しております。そのほか150万円につきましては、事務費であります。

10ページになります。

3款1項13目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費1億7,620万円につきましては、非課税世帯等に対して10万円を給付するもので、給付金の総額は1億7,000万円、1,700世帯を予定しております。そのほか620万円は事務費であります。

11ページになります。

2項16目子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費307万9,000円につきましては、児童手当支給対象者以外の方に対しての10万円給付に係る申請書発送、受付等の事務費を追加するものであります。

13款1項1目予備費の減額につきましては、財源調整のためのものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点でございます。議案書11ページの3款1項13目18節の補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について1点伺います。

説明資料をいただきました。こちらのほうでは、令和3年1月以降家計が急変し、同一世帯全員が非課税世帯と同様の状況にある場合は家計急変世帯とみなし支給対象となるとありますが、コロナ禍の影響で仕事が激減するなどにより家計が逼迫し、大変苦勞されているところだと思います。そういった様々な困難に直面した方々に対し、生活、暮らしの支援を行うことは十分に理解できますし、早急に対応すべきだというふうに私も考えます。そこで、ここで言う家計急変といったような表現ですと、非常に曖昧で分かりづらい部分がありますので、町民の方が分かりやすく申請できるように、例えば、住民税非課税相当となる年間給与収入の目安

について、単身の場合、独り親世帯の事例も含めて判断基準となるものを明確にさせていただき、詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 御質問がありました家計急変世帯、確かに非常に分かりづらい言葉というふうに私も理解しております。こちらのほうにつきましては、ちょっと質問の回答ではないんですが、3月から受付をしたいと思います。それに向けて、広報紙のほうにこういった受付を行うということを示したいと思いますが、今、議員さんから御提案がありました具体的にどういう方なのかと。もう1回説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し、世帯全員が非課税世帯と同様の状態にあるということです。非課税世帯は既に今回の該当になっておりますが、それ以外に、急変して非課税世帯と同等という部分のものについても3月から受付して、この10万円の対象になるといったものでございますので、そちらのほう具体的にどういう場合が該当になるかというのは、3月号のほうの広報紙に載せる際に具体例を示した形で、住民に分かりやすく周知したいと思います。なお、ちょっと把握漏れの方もいらっしゃると思いますので、1回だけということではなくて定期的に情報については発信していきたいなと思っています。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 今の段階でも十分に分かると思うんですけども、具体例を紹介してほしいですね。住民税、うちの町ですと所得割、均等割等々ございますけれども、例えば、東京の文京区ですと100万円というのは内閣府のほうの案内でもございますし、そういったところは今のところ明確でないということになってしまうんですけども。課長、もう一度お願いします。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 今それに向けた資料を作成しておりますので、国のほうからもそういった事例、こういった場合該当となるよというのを示されているんですけども、今おっしゃられた、例えば単身であれば100万円とか、配偶者と扶養親族がいる場合は156万円、これちょっとうちの町の基準と若干違うと思うんですけども、そういった具体例を示した形で、こういった部分については該当しますよというのを3月号に載せて周知したいというふうに考えております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 分かりました。そういった方、対象者に対して十分に説明と周知を徹底

するということで理解してよろしいのかということ、まずこれ3回目になってしまうからあれなんですけども、まずその対象世帯数、先ほど非課税世帯1,500世帯相当ですか、見込んでいるということで1,700世帯計上されているので、大体200世帯ぐらい見込んでいるのかなというところでございますけれども、何世帯ぐらい見込まれているのかということ、あと手続方法、非常にそういったことで中身が分かりづらいことというのは、手続もなかなか難しく複雑になってくるんじゃないのかなということが懸念されますけれども、そういった手続方法、そういったところもしっかりと案内されるのか、その手続方法についても伺いたいと思います。

さらに、その周知徹底、説明資料いただいたものによりますと広報しちがはま3月号に、3月1日から申請手続を開始されるということで3月号に掲載して果たして間に合うのかどうか、9月30日まで期限設けられているということなので、しっかりとそういった漏れがないように周知徹底しないといけないと思うんですけども、その周知方法についても広報しちがはまだけでなくて、どういったことを考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） おっしゃるとおり、非常にこれ、もともと非課税世帯だけのものだったのが後で家計急変世帯というのが追加されて、結局この情報発信が国のほうのいろんな補正予算成立後にこういったのが示されていますので、我々も時間のない中で情報をキャッチしている状況でございます。なので、3月1日から受付をやるわけなんですけれども、もともと国のルールでございますので、国のほうでもしっかり情報発信をしていただきたいのと、町としても広報紙を3月から掲載するわけなんですけれども、それを皮切りに、こういった部分については該当になりますよというのを丁寧にしていきたいなと思います。あと申請手続方法についても、一応書類審査でやるということになるんですけども、そういった方法などについても、先ほど冒頭で御質問いただいた、どういった方が該当になるのかとかということも示しながら、あと申請の流れというものも一応国のほうからひな形が示されておりますので、9月30日までではあるんですけども、もう早めに申請手続をいただくように町のほうとしてもいろんな機会を、広報紙だけじゃなくてウェブサイトとかいろんな媒体を使って情報発信をしていきたいと思いますが、恐らく国のほうでも同時に情報発信されると思いますので、両方で理解いただけるように努めていきたいなと思います。

○議長（岡崎正憲君） 課長、質問の中で1,500世帯を1,700世帯にした200世帯の分の説明、言ってください。お願いします。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） すみません、回答が漏れました。

家計急変世帯に該当する分、非課税の部分が今実際は1,248世帯ですけれども、安全というか増える可能性もあって1,500世帯で見えておまして、プラス200世帯の分が今現時点では家計急変世帯分を見込んでいるんですけれども、正直どのぐらいあるかというのは我々も把握しておりません。ちょっと把握できないものです。当然ながら、この予算については必要な分をしっかりと確保していきますので、仮に申請が1,800世帯、1,900世帯来ればそういった予算をしっかりと取っていきたいと思いますが、ちょっと現時点でなかなかつかみかねるものでございますので、一応1,700世帯ということでさせていただいておりますが、必要な予算は確保するという御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 補足で、町長お願いします。

○町長（寺澤 薫君） 家計急変世帯というのはなかなか本当分かりづらい、具体的なものというふうなことで、今、国のほうの情報そのものと、あとはうちの町で確定次第、議会議員の皆様にも情報を提供してまいりますので、今の段階では明確なきちんとした具体的な例が言えないんですけれども、言えないというかできないんですけれども、今後、そういったことが入り次第対応してまいります。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 仁田議員と同じく、こちらの非課税世帯に関する臨時特別給付金に関してなんですけれども、こちらの周知方法に関してなんですけど、3月1日から、3月から申請できる上で3月の広報に載せるということをおっしゃっていましたが、それではやはり住民の方々の準備というものが、申請する準備という期間も先ほど9月30日までは申請を受け付けるとおっしゃっていましたが、やはりなかなか自分たちが該当するのかなのかなというのも分かりづらいというところもあるので、その前に、ほかの市町村ですとラインを使ってラインで周知したりということをしているんですね、例えば。なので、七ヶ浜町ではラインはないので、ほかのホームページだけではなくて若者世代にもリーチできるように、インスタとかにも載せていくお考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 広報紙のほうに関しましては、3月号に載せる前に2月号のほうに、まず非課税世帯の10万円の情報を載せる必要性がございますので、それを載せたいと思います。そのタイミングに町のウェブサイトのほうにも載せたいと思います。あと、おっしゃられたほかのSNS、町のほうで発信しているものについては、どういったことができるかどうかについてはちょっと今後検討したいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 検討するとおっしゃっていましたが、そこまで難しいことでもないので、そこに1回載せてホームページを御覧くださいというふうにされると、ハッシュタグとかをつけて。そうすると、やはり広報だけを見る人じゃなくて若者でも、携帯を使っている世代でもそこにリーチできるというような方法もあるので、しっかりそこを準備されるかどうか、もう一度確認いたします。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 失礼しました。検討するというのは、やる方向で検討したいと思います。具体的に2月1日というのは1つのタイミングだと思いますので、広報紙に載せる、ウェブサイト載せる、そのタイミングに今おっしゃられたような町で公式に発信しているSNSを利用して、そこにリンクでつなぐということについては対応したいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 課長、今2月1日と。あ、いいんですね。補足してください。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 詳細な手続に関しては3月号に載せるんですけども、その前に、すみません、最初の舌足らずになって申し訳ないですけども、2月号のほうにも全体の概要について一旦載せる予定になっております。その際に、今議員さんからおっしゃられた部分についても対応したいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 3点ほど御質問させていただきます。

1点、2点については福祉灯油、3点目は住民税非課税世帯への臨時特別給付金支援支給について質問させていただきます。

まず福祉灯油、9ページであります。12月会議の審議会の会議でも質問させていただきました。歳入の8ページの中の、それぞれ国、県からの福祉灯油の助成が出ております。国については800万円、県については100万円の福祉灯油補助金が出ております。そこで、国については生活困窮者等々と、県については低所得者向けというような表現できております。ところが、町については非課税世帯等（生活保護世帯を含む）ということであります。先ほども言いました12月議会で非課税世帯だけではなくて、特に高齢者のみ世帯、あとは片親世帯等々の助成はできないのかということで質問させていただきました。そこで、12月会議から一定の期間が過ぎているわけでありますが、改めて、利府町はこの福祉灯油については非課税の方はもちろん、独り親世帯、65歳以上の高齢者のみの世帯、重度障害のいる世帯、あと生活保護世帯等々が書

かれています。そういう点で、前回の質問の中で、あとは近隣の市町村の福祉灯油の交付対象を鑑みて、町としては、改めてそういう方々に、幅広い低所得者世帯への対応は考えなかったのか、その点を伺いたいというふうに思います。

2点目。別紙資料をいただきました。七ヶ浜町における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用施策についての追加施策等についてと、収入減少に伴う住民や事業者への支援ということで新たに文書が出ています。そこで、この事業者というのがどういう業種を指しているのか。例えば漁業者、漁業の重油等々の高騰に伴う補助なのか、しかし、これについては必ず収入が減収ということではないんですね。灯油そのものが高騰によってその分の収入が今後トータル的に減っていくということには関連するんですけども、そこで、この事業者というのがどういう対象としているのかどうか、その点伺いたいと思います。

3点目は、前者の方々に付随して質問させていただきます。家計が急変という方々に対しての対象です。当然令和3年度ですので3月末までの家計の急変世帯ということで理解しているのかどうか、その点だけお聞きさせていただきます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目から。よろしいですか。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） この福祉灯油に関しての対象につきましては、今回一応、前回は非課税世帯の中でいろいろ要件をつくって絞った形で実施しておりますが、今回は非課税世帯全てを対象にしております、現時点では1,248世帯ということになっておりますので、今回については、前回、今まで2回やっておりますが、対象が広がっているということで我々としてはこういった基準で今回はやらせていただきました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 本日お渡ししました新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の概要の裏面ですね。そこの（1）に、収入減少に伴う住民や事業者への支援とありますが、これは昨年度から引き続き、この説明資料の中で（1）から（5）まで分類分けしているものの中の項目になっておりますので、例えば、ほかには感染拡大の防止事業であるとか、あとは大規模災害との複合的な備えということの分類に、ここに入りますよという説明だけでございます。ですので、今回は収入減少に伴う住民への支援ということで御理解いただきたいと思ます。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 家計急変世帯につきましては9月30日まで受付を行うわけなんですけれども、令和4年6月中旬以降なんですけれども、令和4年度の住民税が確定しますの

で、それ以降については、それをもって家計急変世帯というふうにみなすというふうな通知が来ておりますので、ちょっとそういう説明は議員さんには資料として提供していないんですけども、なので、9月までの申請受付の中で6月中旬以降、住民税確定以降は非課税世帯の方、令和3年度で非課税の方も既に該当になっているんですけども、新たに令和4年度で非課税になった方は、それをもって対象とする、受付については9月30日まで行うといったことをございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再度質問、1点目、2点目について質問させていただきます。

要するに、先ほどの1点目について言えば、対象が広がっているというような説明ありました。非課税世帯（生活保護世帯含む）だから、対象者そのものは限定しているのではないんですか。非課税世帯だから。令和3年度の、令和2年度の確定に伴っての非課税とか何とかあると思うんですけども、そういう点、具体的にどういう世帯、どういう収入世帯が広がっているのか、非課税以外の生活保護含む以外での広がりとはどういうことなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） これまで2回ほど実施している部分につきましては、非課税世帯のうち、独り親とか高齢者というふうなことです。今回は1,248世帯でございますが、今までですと300世帯ぐらい、結局非課税世帯の中で該当になっているということでございますので、ほかの町の基準はちょっと置いておいて、うちの町的には広がっていると、非課税世帯だけの、生活保護を含めた非課税世帯というふうになっていますので、対象世帯的にはこれまで2回やったものよりは広がっているということでございます。これ、市町村によってその基準についてはいろいろあると思いますが、うちの町については非課税世帯全部と生活保護世帯というふうにやらせていただいております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） すみません、私税法なんてそんなに詳しくないんですけども、非課税世帯というのは、その世帯の人数が単身であれ、複数であれ、多数人数であれ、非課税世帯というのは決まっているわけでしょ。そこでなぜ1人とか単身者とか、あと高齢者だけとかと限定しなきゃいけないのか、その点ちょっと理由が分からないですね。非課税世帯そのものは非課税世帯です。その辺ちょっと改めて。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。



○長寿社会課長（遠藤裕一君）　うちの町は、そういうふうな制限を設けておりません。今までの平成19年、27年につきましては、そこの中で非課税世帯のうちというふうにルールでやっていますが、今回については今議員さんおっしゃられたとおり、特に制限を設けておりませんので、非課税世帯全部を該当していますので、結果として大体3倍ぐらい対象世帯が増えているといったことでございます。

○議長（岡崎正憲君）　2問目にいってください。歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　要するに、非課税世帯を越したということでの対象はなかったということですね、分かりました。

2点目。今回、今の政策課長の説明ですと、事業者等への支援という行為はないということで理解しているのかどうか。利府町、この12月8日の河北新報の、改めてこの記事読ませていただきます。困窮世帯に暖房費助成、利府町。利府町は7日、原油価格高騰への緊急対策として、生活困窮世帯などの暖房燃料費と漁業者への燃料費の一部を助成する独自支援策を講じると発表した。七ヶ浜町はやはり、利府町も漁業を営んでいる事業者もそれはいるかと思うんですけれども、そういう点では七ヶ浜町については、さらなるノリとか刺し網とか、いろんな漁業者の数というのは利府町を上回るような業者、事業者がいるかと思います。そういう点で、そういう生活者の生業をやっぴり守る、保証するためにも、そういう方々への助成というのを改めて考えられなかったのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　産業課長。

○産業課長（小野勝洋君）　まず漁業者の支援というお話がございましたけれども、また燃料高騰を受けまして、我々としたしましては漁協さんと実際に懇談する機会を設けさせていただきました。その回答については、漁協さんのほうからは、これまでもそういったことが繰り返し起こってきたことを漁業者の方々は乗り越えてきましたと。今現在において、そこまでの町への申請をする気はありませんというふうな回答をいただいておりますので、決して何もしていないということじゃなくて、話合いの場をした結果、状況を見ながら今のところは要請する気はございませんというような回答をいただいております。

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　それぞれ、漁業を営んでいる方々それぞれ漁協に組合として加入されているかと思うんですけれども、やはり実際の現場も漁業者の声がそういうふうになっているのかどうか、その点の話を伺ったのかどうか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私もその場におりまして、組合長さんなんかは、大変な状況ではあるが運輸業界とかいろんな業界が大変な状況だというふうなことで、我々だけの業界だけこれを何とかしろというふうなことは今のところは考えていないという、本当に紳士的なお答えをいただいた次第でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3点目に入ってください。

○12番（歌川 渡君） だったら、そういう運輸業とかそういう方々との懇談を行って多面的な地元業者の発展、または生活、あとは事業の保証のために行ったことがあるのかどうか、漁業者だけじゃなくて、今運輸業者も大変だということの……

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3点目の質問に入ってください。3回終わっておりますので。

○12番（歌川 渡君） 今、追加で認めたんじゃないんですか。

○議長（岡崎正憲君） いえ、違います。

○12番（歌川 渡君） そうですか。ということで、そういうことも今後考えていただければと思います。

3点目については、説明を一部理解できましたので終わりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 2問です。非課税世帯というのを先ほどずっと聞いていましたら、だんだん範囲が分からなくなってきました……

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、どの質問の内容ですか。

○7番（安倍敏彦君） 非課税の考え方です。非課税世帯。

○議長（岡崎正憲君） どちらの件。

○7番（安倍敏彦君） 1,760万円ですね、住民非課税世帯臨時特別給付金。

○議長（岡崎正憲君） 特給金のほうですね。

○7番（安倍敏彦君） この非課税というのは、私が考えていたのが、1回目は私は確定申告するものだと思っていました。1月中に多分確定申告をして所得がある程度ゼロ、そういった非課税の対象者になるので、そういう方々が対象になるのかなと思って聞いていました。ただ、2つ目に今から聞きますけれども、課長の中で、住民票の町税の税金が決まってそれを見てまた対象者が増えるみたいな話だったんですが、その非課税の本当の対象者というのは本当に分からなくなってきましたが、私考えるのは間違っていたらごめんなさい、1つは確定申告しか私はないというふうに思っていたんですが、その1と2の説明をお願いしたい。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 大変ちょっと、分かりづらい説明で申し訳ございません。

1つ目は、今回の対象につきましては令和3年度住民税非課税世帯、それにつきましては、今安倍議員さんおっしゃったとおり、令和3年1月以降の申告で令和3年6月ぐらいに住民税確定するんですけれども、世帯全員が非課税の場合は該当とするというのがまず1つの流れになっています。先ほど、歌川議員さんとのやり取りの中でありました家計急変世帯の部分につきましては、これ申請期限9月30日までになっているんですけれども、令和4年の住民税非課税確定が6月中旬以降に多分すると思うんですけれども、それ以降につきましてはその方も該当になる、それは家計急変世帯とみなすということになりますので、基本は令和3年度の住民税非課税世帯が該当になるのがまず1つあって、加えて、家計急変世帯の中で時間軸で令和4年6月以降に令和4年度の住民税が非課税確定した時点で、その方が対象、家計急変世帯としてみなされるというふうなことになっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 基本は、確定申告プラス6月と、それを見てからということですか。分かりました。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議員の派遣について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今年中に開催が予定されます全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会、宮城黒川地方町村議会議長会、二市三町議長団連絡協議会等が主催します各種行事及び各種広域行政事務組合議会の行事並びに七ヶ浜町議会主催の各種行事等に、会議規則第130条の規定により、関係す

る議員をそれぞれ派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本年中に開催されます諸行事等に、関係議員を派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものにつきましては、その措置を議長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議員派遣について、変更を要するものについての措置は、議長に一任されることに決しました。

---

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、令和4年七ヶ浜町議会定例会1月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日1月8日から12月28日までの355日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、明日1月8日から12月28日までの355日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時53分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年1月7日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員